

町有財産売却募集要項

1 売払い物件及び売却価格

物件 番号	所在地	地目	実測面積 (㎡)	用途地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	売却価格 (円)
柳瀬 ①	宝達志水町柳瀬チ 67 番 8	宅地	340.72	区域外	—	—	1,704,000
柳瀬 ②	宝達志水町柳瀬チ 67 番 10	宅地	339.72	区域外	—	—	1,619,000
柳瀬 ③	宝達志水町柳瀬チ 67 番 11	宅地	359.74	区域外	—	—	1,478,000

2 申込方法

(1) 申込用紙の配布場所

宝達志水町役場（2 階）総務課復興推進室窓口にて配布します。

申込用紙の配布時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

なお、土日祝日は配布しておりません。

※申込用紙は、町ホームページの「宅地を売却します」からもダウンロードできます。

(2) 申込受付期間

令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

受付は土日祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

(3) 提出書類

① 町有財産売却申込書兼同意書（様式第 1 号）

② 罹災証明書（コピー可）

③ 被災した住宅を解体、撤去及び処分した（又はする）ことを証する書類（コピー可）

(4) 提出場所

宝達志水町総務課復興推進室（宝達志水町役場 2 階）

〒929-1492 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ 18 番地 1

(5) 提出方法

直接持参（郵送可）

3 申込資格

次の（1）から（3）全てを満たす者

(1) 次のいずれかに該当する者

① 令和 6 年能登半島地震の被災者で発災当時居住していた住宅において、宝達志水町長が発行した罹災証明書の判定が「全壊」の者

② 令和 6 年能登半島地震の被災者で発災当時居住していた住宅において、宝達志水町長が発行した罹災証明書の判定が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」であり、かつ当該住宅の全部をやむを得ず解体する必要があると宝達志水町長が認めた者

(2) 申込物件に自らが居住する住宅を新築する者

(3) 次にのいずれにも該当しない者

① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者

ア 成年被後見人

イ 被補助人、被保佐人、または未成年であつて、契約締結のための必要な同意を得ていない者

ウ 破産者で復権を得ていない者

② 市町村税を滞納している者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する者

④ 団体の活動として破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行った団体またはその役員もしくは構成員

⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する「観察処分」を受ける団体およびその関係者

4 物件の確認等について

申し込みを希望する者は当該物件を確認することができます。（職員の立会は不要です。）

※現地説明会は予定しておりません。

5 買受者の決定方法等について

(1) 受付期間中に有効な申請書類等を提出した順に資格審査を行い、適合と認められる者の中から決定するものとします。

(2) 買受者を決定したときは、買受者にその旨を通知します。

(3) 1 物件に 2 者以上の申し込みがある場合は抽選により買受者を決定するものとします。

(4) 抽選を実施する場合は、当該抽選の対象者に通知するものとします。また、抽選実施時に抽選の対象者又は代理人がいない場合は辞退したものとします。

(5) 抽選対象者が抽選に係る権限を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）を抽選の前に提出しなければなりません。

(6) 決定した買受者は、次の書類を提出してください。

① 住民票（発行後 3 か月以内のもの）

② 印鑑証明書（発行後 3 か月以内のもの）

③ 誓約書（様式第 3 号） ※ 実印を押印すること

6 契約の締結、売買代金の支払い等について

(1) 買受者は、宝達志水町（以下「町」という。）が指定する期日までに町と売買契約を締結してください。

(2) 売買代金は、町が指定する期日までに一括して支払っていただきます。

(3) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に要する登録免許税等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。

7 所有権の移転、物件の引渡し等について

- (1) 売買代金が全額支払われた後に所有権移転登記に関する手続きを町が行います。ただし、買受者にて登記手続きを行うことも可能です。※登記手続きは通常2週間程度要します。
- (2) 所有権移転登記手続きが完了した後、現地立会いのうえ、現状有姿での土地を引き渡します。

9 その他注意事項

- (1) 買受者は、売買契約締結後、売却物件の種類、品質または数量が契約に適合しないことを理由として、履行の追完、売買代金の減額、損害賠償請求または契約の解除をすることができません。
- (2) 売買代金支払い完了後、買受者を義務者として課される公租公課は、買受者の負担となります。
- (3) 電気、ガス、ケーブルテレビ及び電話等の引込みに係る手続き及び諸費用は、各々の管理者及び事業者と協議のうえ、全て買受者の負担となります。また、接面道路上の標識の移設等や既施設、工作物の解体撤去、移設に係る手続き及び諸費用についても、各々の管理者及び事業者と協議のうえ、全て買受者の負担となります。
- (4) 水道及び下水道の本管からの引込み工事は町が行います。被災者支援として、水道の分担金及び下水道の受益者分担金は不要です。ただし、水道開栓手数料は買受者の負担となります。
- (5) 買受者が売買契約に定める義務を履行しないために町に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) 買受者は、購入物件に自らが居住するための住宅を新築するため、町との売買契約締結後1年以内に当該住宅の建築業者と建築の契約を締結し、その後2年以内に居住を開始してください。

売払い物件 位置図



物件調書

物件番号	柳瀬①	売却価格	1,704,000 円
------	-----	------	-------------

所 在 地		羽咋郡宝達志水町柳瀬チ 67番8			
面 積		登記面積 340.72㎡		登記地目	宅地
接面道路の幅員及び構造		町道柳瀬敷波2号線 幅員7メートル AS舗装			
法令等の制限	都市計画法	都市計画区域外			
	建築基準法	用途地域	未指定	防火指定	—
		指定建ぺい率	—	指定容積率	—
	その他法律等	無			
そ の 他		宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく許可地			
供給処理施設の状況		区 分	状 況	事業所名	電話番号
		電 気	引込可	北陸電力(株)	0120-77-6453
		上水道	引込可	宝達志水町地域整備課	0767-29-8160
		下水道	取付可	宝達志水町地域整備課	0767-29-8160
		LPガス			
交 通 機 関		鉄 道	JR西日本七尾線 敷浪駅(車で約2分)		
		バ ス	—		
公 共 施 設		保育所	宝達志水町立 中央保育所(車で約5分)		
		小学校	宝達志水町立 志桜小学校(車で約5分)		
		中学校	宝達志水町立 宝達中学校(車で約8分)		
参 考 事 項		・現状有姿による引き渡しとなります。			
		・上水道は加入負担金免除。引込工事済(φ20mm)、宅内工事費が必要です。			
		・下水道は加入分担金免除。公共枡設置済、宅内工事費が必要です。			
		・ケーブルテレビは加入金と引込工事費、宅内工事費が必要です。			
		・土地登記の諸費用が必要です。			

(注) 物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。

物件調書

物件番号	柳瀬②	売却価格	1,619,000 円
------	-----	------	-------------

所 在 地		羽咋郡宝達志水町柳瀬チ 67番10			
面 積		登記面積 339.72㎡		登記地目	宅地
接面道路の幅員及び構造		町道柳瀬敷波2号線 幅員7メートル AS舗装			
法令等の制限	都市計画法	都市計画区域外			
	建築基準法	用途地域	未指定	防火指定	—
		指定建ぺい率	—	指定容積率	—
	その他法律等	無			
そ の 他		・宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく許可地 ・土地の一部が石川県建築基準条例第5条の対象			
供給処理施設の状況		区 分	状 況	事業所名	電話番号
		電 気	引込可	北陸電力(株)	0120-77-6453
		上水道	引込可	宝達志水町地域整備課	0767-29-8160
		下水道	取付可	宝達志水町地域整備課	0767-29-8160
		LPガス			
交 通 機 関		鉄 道	JR西日本七尾線 敷浪駅(車で約2分)		
		バ ス	—		
公 共 施 設		保育所	宝達志水町立 中央保育所(車で約5分)		
		小学校	宝達志水町立 志桜小学校(車で約5分)		
		中学校	宝達志水町立 宝達中学校(車で約8分)		
参 考 事 項		・現状有姿による引き渡しとなります。			
		・上水道は加入負担金免除。引込工事済(φ20mm)、宅内工事費が必要です。			
		・下水道は加入分担金免除。公共枘設置済、宅内工事費が必要です。			
		・ケーブルテレビは加入金と引込工事費、宅内工事費が必要です。			
		・土地登記の諸費用が必要です。			

(注) 物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。

物件調書

物件番号	柳瀬③	売却価格	1,478,000 円
------	-----	------	-------------

所 在 地		羽咋郡宝達志水町柳瀬チ 67番11			
面 積		登記面積 359.74㎡		登記地目	宅地
接面道路の幅員及び構造		町道柳瀬敷波2号線 幅員7メートル AS舗装			
法令等の制限	都市計画法	都市計画区域外			
	建築基準法	用途地域	未指定	防火指定	—
		指定建ぺい率	—	指定容積率	—
	その他法律等	無			
そ の 他		・宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく許可地 ・土地の一部が石川県建築基準条例第5条の対象			
供給処理施設の状況		区 分	状 況	事業所名	電話番号
		電 気	引込可	北陸電力(株)	0120-77-6453
		上水道	引込可	宝達志水町地域整備課	0767-29-8160
		下水道	取付可	宝達志水町地域整備課	0767-29-8160
		LPガス			
交 通 機 関		鉄 道	JR西日本七尾線 敷浪駅(車で約2分)		
		バ ス	—		
公 共 施 設		保育所	宝達志水町立 中央保育所(車で約5分)		
		小学校	宝達志水町立 志桜小学校(車で約5分)		
		中学校	宝達志水町立 宝達中学校(車で約8分)		
参 考 事 項		・現状有姿による引き渡しとなります。			
		・上水道は加入負担金免除。引込工事済(φ20mm)、宅内工事費が必要です。			
		・下水道は加入分担金免除。公共枘設置済、宅内工事費が必要です。			
		・ケーブルテレビは加入金と引込工事費、宅内工事費が必要です。			
		・土地登記の諸費用が必要です。			

(注) 物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において現地及び諸規制についての現地確認を行ってください。